

# マルヨシセンター満濃店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年11月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地6	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルヨシセンター満濃店 仲多度郡まんのう町大字吉野下字川原添212番地	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 嵯峨山 由範
	変更後	代表取締役 佐竹 文彰
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルヨシセンター	
変更前	代表取締役 嵯峨山 由範	
変更後	代表取締役 佐竹 文彰	
変更年月日	平成19年5月30日	
変更理由	代表者が変更となったため	

## 2 届出年月日

平成19年11月6日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町商工観光課
縦覧期間	平成19年11月13日（火曜日）から平成20年3月13日（木曜日）まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成20年3月13日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ